

平成20年（2008年）第1回市議会臨時会
提出議案市長説明要旨（20.5.13）

本臨時会に提出いたしました議案について、その概要をご説明いたします。

議案第53号は、平成20年5月7日に原子力空母の横須賀配備及び安全性を問う住民投票に関する条例の制定について、地方自治法第74条第1項の規定に基づく請求を受理いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、この条例案に意見を付して提案するものであります。

議案第53号に添付しております意見書を朗読いたします。

今回付議する「原子力空母の横須賀配備及び安全性を問う住民投票に関する条例」（以下「本件条例」という。）は、第1条として「原子力空母の横須賀配備計画について、市民の賛否等の意思を明らかにし、もって本市行政の市民の意思に基づく公正で民主的な運営を図ること」を目的にし、第3条として、市長に対し「原子力空母の横須賀配備計画に係る市の事務の執行、（中略）にあたって、地方自治の本旨にもとづき、住民投票における有効投票の賛否等のいずれか過半数の意思を尊重して行う」ことを求める内容のものであります。市長としては以下の所見のとおり、本件条例の制定は必要がないものと判断いたします。

市民が権利として有する「直接請求」の制度については、有意義なもので、尊重すべきものであると認識しております。今まで議会でもお答えしているように、市町村合併のように自治体の意思によって決定できることに関しては、住民投票が一つの有効な手段で

あると思います。しかし、本件条例の趣旨は、住民投票にはなじまないものであります。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条によれば、我が国に置かれている米軍基地は、日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与することが目的とされています。米海軍横須賀基地における原子力空母は、現在配備されている通常型空母の退役に伴い、日米両政府の合意に基づき配備されるものであり、この問題は日米間の安全保障に関する事案であります。

このような事案を処理することは、憲法第73条第2号で国の役割と規定されており、外交関係の処理に係る国の決定に地方公共団体が関与し、あるいはこれを制限するようなことは、地方公共団体の権能の行使としては認められないものであります。

原子力空母横須賀配備の問題は国が判断すべきものであり、横須賀市が最終的な決定権を持たないこの問題については、住民投票はなじまないものであり、本件条例の制定はその必要がないものと判断いたします。

なお、港湾法協議については、法に基づき適切に処理してまいります。また、これまでも市民生活の安全・安心の確保を最優先に、在日米海軍との防災協定の締結や、国・米海軍も主体的に参加する訓練の実施、放射能監視体制の強化、国や米海軍への情報提供要請などに取り組んで参りました。今後も、引き続き全力をあげて取り組んでいく所存でありますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議案第54号は、療育相談センターの指定管理者の変更について地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、その承認をお願いするものであります。

議案第55号 平成20年度横須賀市特別会計老人保健医療費補正予算（第1号）は、平成19年度の老人保健医療費において歳入不足が生じ、その不足額を補てんするため、平成20年度老人保健医療費予算から繰上充用を行うものであります。

以上、提出議案についてその概要をご説明いたしましたが、よろしくご審議いただくようお願い申し上げます。